

国際ロータリー第 2630 地区東濃グループ



多治見西ロータリークラブ

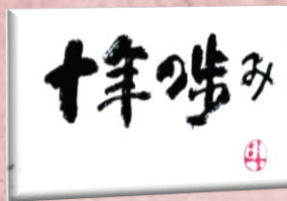


Weekly Report

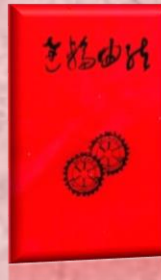
2015~2016 年度 第 50 期会長テーマ

「みんなで祝おう 50 周年」

例会日	毎週木曜日
例会場	産業文化センター
事務局	多治見市新町 1-23-4F
TEL	0572-25-5100
FAX	0572-25-5101
Email	n-rc@joy.ocn.ne.jp
HP	http://tajiminishi.jimdo.com/
会長	関谷泰久
幹事	佐藤 正



創立 10 周年記念誌



創立 20 周年記念誌



創立 30 周年記念誌



創立 40 周年記念誌

第 2391 例会 2015 年 9 月 24 日

50 周年記念式典まであと 210 日

9 月は 基本的教育と識字率向上月間
ロータリーの友月間

お祝い例会 点鐘 12:30 例会場

本日のプログラム

点 鐘
ロータリーソング 手に手つないで
四つのテスト

会長挨拶
出席・スマイル報告
委員会報告
幹事報告
米山奨学生へ奨学金
鐘 卓螢さんから近況報告
お祝い
お誕生日 結婚記念日

点 鐘



9 月のお祝い

お誕生日

14 日	石垣智康君	16 日	佐々英夫君
21 日	佐藤八郎君	23 日	今井義郎君
3 日	森田千智様 (宏治君夫人)		
18 日	関谷昌子様 (好弘君夫人)		
24 日	山田ゆう子様 (正史君夫人)		

結婚記念日

22 日 大澤大二君



着信書類

・東日本豪雨災害義捐金について
第 2820 地区 (茨城) 第 2550 地区 (栃木) 第 2520 地区 (岩手・宮城) の広範囲に被害及んでいるため一人当たり 2,000 円の義捐金をお願いします。

他クラブ例会変更のお知らせ

土岐 RC → 9 月 26 日 (土) 点鐘 9:00
土岐ふるさと福祉村フライングディスク大会の為
セラトピア土岐 大ホール

瑞浪 RC → 9 月 26 日 (土) 16:30~
「相生座」美濃歌舞伎観劇家族例会

先週の記録

●出席報告

会員数 39名 免除者 6名 出席義務者 33名

出席者	欠席者	出席率
25名	10名	75.75%

お客様 株式会社 ニュースキャスト
多治見開発ルーム 川原正隆様

●スマイル報告

投函者 19名 金額 20,000円

ニュースキャスト川原社長お忙しいところ本日はビジター様の参加ありがとうございます。

森田宏治

先週の卓話



R情報委員長 佐藤八郎君

ロータリーは1905年明治38年2月23日の夜シカゴで誕生しました。ロータリー創立時のシカゴRCの第1号の会報には、会員同士の商売の実績リスト

が細かに掲載されていたそうです。1920年(大正9年)10月三井銀行重役米山梅吉が東京ロータリークラブを創立しましたが奉仕、親睦という精神はなかなか理解されず、出席も悪く日本のロータリークラブは崩壊の寸前であったそうです。大正12年の関東大震災で各国のロータリークラブからの義援金や救援物資がぞくぞく届き、感謝感動でロータリーの奉仕の精神が芽生え理解が進んだと言います。日本のロータリーは2020年創立100周年を迎えます。多治見西RCは2016年4月21日創立50周年式典です。「過去に目を閉ざす者は未来に対して盲目になる」と云われます。十分に思いを込めてロータリーの過去を顧みたいものです。

原則100%の出席を求められる例会。ロータリーの仕事の90%以上は例会にあり。砂漠の中でオアシスに出会うような癒しと安心にあふれる例会。熱意と責任と愛情が一杯の例会。例会がロータリークラブの中心であり、これが充実してこそ本当のロータリーであることは申すまでも無いことと思います。

ロータリーの友の8月号に「日本の会員数は増加傾向化」という記事がありました。近年、日本の女性会員の割合が増えてきています。というものの割合は世界の4分の1に過ぎません。日本全体の会員の5.34%でアメリカは27.91%です。まだまだです。1クラブ当たりの平均会員数は2015

年5月末現在では39名となっています。当クラブはまさに平均と言えましょう。企業の年度末、ロータリーの年度末の会員数の減少に注意が必要です。

諮問委員会について

日時:10月1日(木)午後6時

場所:松正

出席者: 山崎正司 服部賢治 伊藤正雄

佐藤正 各務和宏 伊藤義弘 山田正史

地区セミナーについて

① 職業奉仕部門研修セミナー

日時:10月11日(日)点鐘11:00

場所:岐阜都ホテル

出席要請者:会長 幹事 委員長

(内2名登録)

② R財団研修(補助金管理)セミナー

日時:10月17日(土)点鐘12:00

場所:岐阜都ホテル

出席要請者:会長エレクト

会員さんからの情報

マイナンバー

平成28年度1月から、マイナンバー制度が始まります。マイナンバー制度は住民票を有するすべての人(個人)に対して一つのマイナンバーを付し、企業に対しては法人番号を付して共通の社会基盤として番号を活用することにより「公平、公正な社会の実現」「国民の利便性の向上」「行政の効率化」を目的として導入されます。

以下のことにご注意下さい。

- ① 平成27年10月から、マイナンバーが記載された「通知カード」が簡易書留で届く。
- ② 届いた「通知カード」を絶対紛失しない。
- ③ マイナンバーを他人に教えない
- ④ 「扶養控除(異動)申告者」などの提出の際マイナンバーの記載が必要になります。
- ⑤ 個人番号カードは平成28年1月以降希望者に発行されます。身分証明書として使用することができます。

今後の予定

10月1日(木) 定例理事会

3F 特別会議室 11:30~

卓話 国際弁護士 田口亮様

「国際弁護士とは?米国企業法務部の実態」

10月8日(木) 特別休会